

作業部会の設置について（案）

令和 3 年 1 2 月 2 1 日
食 品 成 分 委 員 会

1. 設置の目的

科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会では、科学技術・イノベーション基本法に基づく科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 2 6 日閣議決定）において、様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用が示され、その価値創造の源泉となる「知」の創造が求められている。

このため、食品成分委員会では、今後の資源の総合的利用のための日本食品標準成分表の次期改訂方針やあり方に加え、（1）収載食品の更新・充実、（2）デジタル社会での多様な利用を見据えた食品成分データの利活用推進方策の検討と精度・信頼性の向上、（3）国内外動向調査、の検討も進めることとしている。

これらについて、科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会運営規則（以下「規則」という。）第 2 条に基づき、特定の事項を機動的に調査するため、科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会の下に以下の作業部会を設置する。

○企画作業部会

【調査事項】

- ・ 日本食品標準成分表の次期改訂方針やあり方
- ・ 収載食品の更新・充実
- ・ 食品成分データの利活用推進方策の検討と精度・信頼性の向上
- ・ 国内外動向調査
- ・ その他、日本食品標準成分表に関連する事項

具体的には、成分表の編集方針、食品成分データベース、分析食品の検討などの食品成分委員会が付託する特定の事項

なお、これらに関し、「科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会の公開の手続について」に従い、規則第 5 条各号に関する特定の事項を機動的に調査するため、原則、規則第 2 条第 8 項の報告をもって公開としていく。

また、規則に基づき運営するほか、その他の作業部会の運営等に関し必要な事項は、食品成分委員会主査と調整の上、当該作業部会に諮って定める。